

神栖市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	92,447	35,842,928	2,207,606	5,575,210	15.6	16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

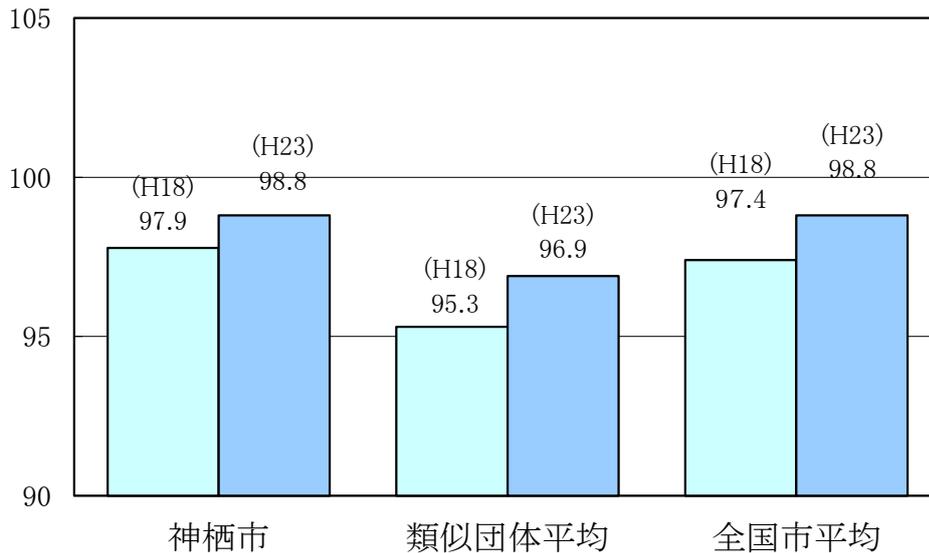
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	585	2,346,515	361,942	846,775	3,555,232	6,077	5,762

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

・類似団体平均及び全国平均の数値は、総務省より提供された「市・町村用データ」を参照しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神 栖 市	45.7 歳	342,847 円	420,128 円	372,695 円
茨 城 県	43.1 歳	341,906 円	421,802 円	374,580 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	43.7 歳	330,099 円	392,033 円	356,410 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額	
神 栖 市	51.3 歳	22 人	303,257 円	338,567 円	328,792 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	50.6 歳	13 人	304,020 円	362,881 円	336,203 円	自家用乗用 自動車運転手	55.4 歳	226,600 円	1.60
うち用務員	55.3 歳	5 人	301,569 円	313,724 円	312,886 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.50
茨 城 県	49.4 歳	438 人	341,154 円	386,659 円	367,131 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	48 人	298,396 円	322,707 円	310,252 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
神 栖 市	—	—	—
うち自動車運転手	4,946,481 円	2,994,700 円	1.65
うち用務員	4,809,581 円	2,943,200 円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20～22年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区 分	神 栖 市	茨 城 県	国	
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	141,900 円	135,600 円	—
	中 学 卒	— 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

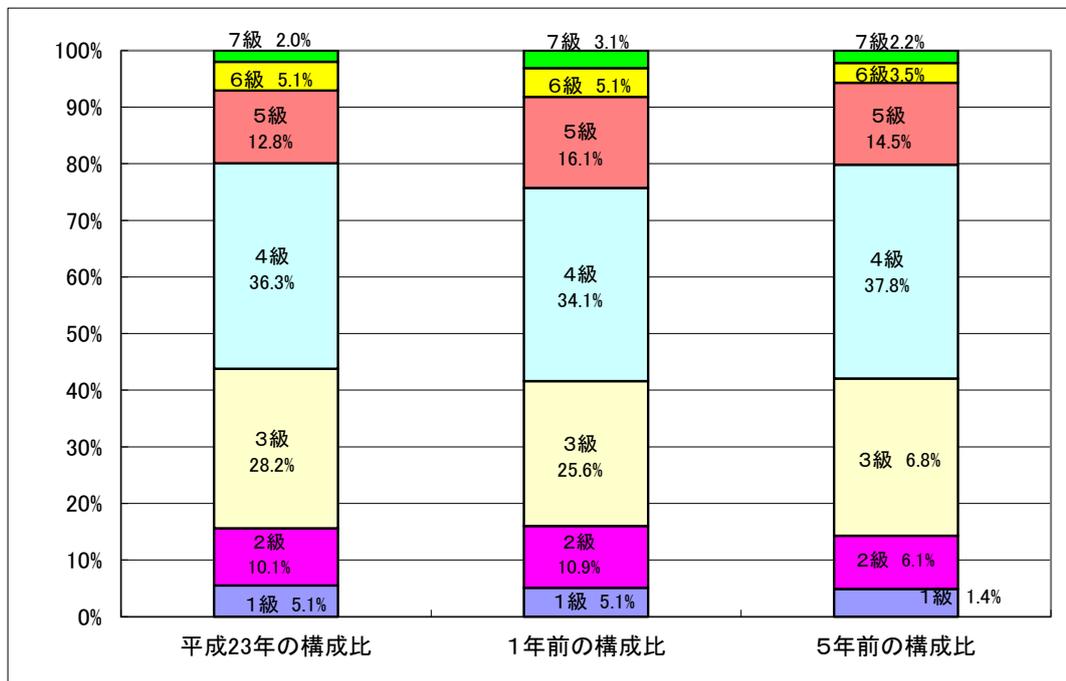
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大 学 卒	293,055 円	330,073 円	363,686 円
	高 校 卒	254,480 円	306,510 円	344,875 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	293,750 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	25 人	5.5 %
2 級	主事	46 人	10.1 %
3 級	係長・主幹	128 人	28.2 %
4 級	課長補佐・主査・(因)係長	165 人	36.3 %
5 級	課長・副参事	58 人	12.8 %
6 級	参事・次長	23 人	5.1 %
7 級	部長	9 人	2.0 %

- (注) 1 神栖市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務実績・勤務評価等に応じて昇給を実施しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 栖 市	茨 城 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,385 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,677 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤務実績・勤務評価等に応じて勤勉手当を支給しています。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	11,748 千円	24,807 千円	1人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 *神栖市では支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	1,909 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	24,474 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	17.2 %		
手当の種類(手当数)	12		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
(1) 伝染病防疫作業に従事する職員の特典勤務手当	①伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の看護業務 ②伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業 ③伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫業務	健康増進課 農林水産課	月額 1,000 円
(2) 植物防疫作業に従事する職員の特典勤務手当	・植物防疫作業を行い、又は指導監督を行う者が特に身体に害を受けるおそれのある業務	農林水産課	月額 600 円
(3) 市税等徴収業務を行う職員等の特典勤務手当	・市税等徴収業務又は固定資産評価業務	資産税課・納税課・国保年金課 下水道課・長寿介護課	1ヶ月中に1日以上4日以内従事 月額 1,000 円
			1ヶ月中に5日以上従事 月額 3,000 円
(4) 保健指導巡回業務を行う保健師の特典勤務手当	・保健指導のため巡回指導業務(保健師)	長寿介護課・こども課 健康増進課	月額 3,000 円
(5) 自動車運転手当	・特殊及び大型自動車の運転業務を本務とする場合	契約管財課・道路整備課・福祉センター	月額 300 円
(6) 行旅死亡人取扱手当	・行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定に基づく埋火葬等の業務	社会福祉課	月額 8,000 円
(7) 動物死骸処理作業手当	・動物の死骸処理作業	環境課・施設管理課	月額 1,000 円
(8) 下水道管内作業手当	・下水道管内作業	下水道課	月額 600 円
(9) 用地交渉等手当	・公共の用に供する用地の取得及び借上又は当該用地の取得及び借上並びに公共事業に伴う物件の移転若しくは権利の補償に関し、現地に於いて所有者又は権利者と面接して行う交渉業務のうち、特に困難なもの	都市計画課	月額 500 円
(10) 社会福祉業務手当	・社会福祉業務の現業又は指導監査業務	社会福祉課	月額 5,000 円
(11) 道路維持補修作業手当	・道路の維持補修業務を本務とする場合	道路整備課	月額 300 円
(12) 廃棄物処理業務	・廃棄物の処理業務を本務とする場合	市民生活課・リサイクルプラザ	月額 300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	113,191 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	237 千円
支給実績 (21年度決算)	144,912 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	302 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6500円 (扶養親族でない配偶者がある場合 1人のみ6,500円, 配偶者がいない場合 1人のみ11,000円) *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	-	56,013 千円	194,489 円
住居手当	・借家の場合, 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に, 家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ	-	18,692 千円	66,996 円
	・自宅の場合, その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに3,000円を支給	異なる	国は支給なし		
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車, バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合, 6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給	同じ	-	85,239 千円	130,534 円
	・自動車等を使用する場合, 使用距離等を勘案し, 2,300円から37,410円を支給	異なる	国は使用距離等を勘案し, 2,000円~24,500円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて, その職務の特殊性に基づいて32,000円から69,000円を支給	異なる	管理職員の職務, 職責に応じ34,900円~139,300円を支給	86,898 千円	488,191 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	異なる	その職務の特殊性に基づいて6,000円~12,000円を支給	- 千円	- 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	(参考)類似団体における最高/最低給料月額	
給料	市 長	820,000 円	1,030,000 円	401,500 円
	副 市 長	640,000 円	822,000 円	399,600 円
報酬	議 長	390,000 円	543,000 円	305,000 円
	副 議 長	350,000 円	503,000 円	250,000 円
	議 員	330,000 円	457,000 円	240,000 円
期末手当	市 長	(22年度支給割合)		
	副 市 長	2.95 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
	議 長	(22年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.95 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	14,960 千円	任 期 ごと
	副 市 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	7,564 千円	任 期 ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

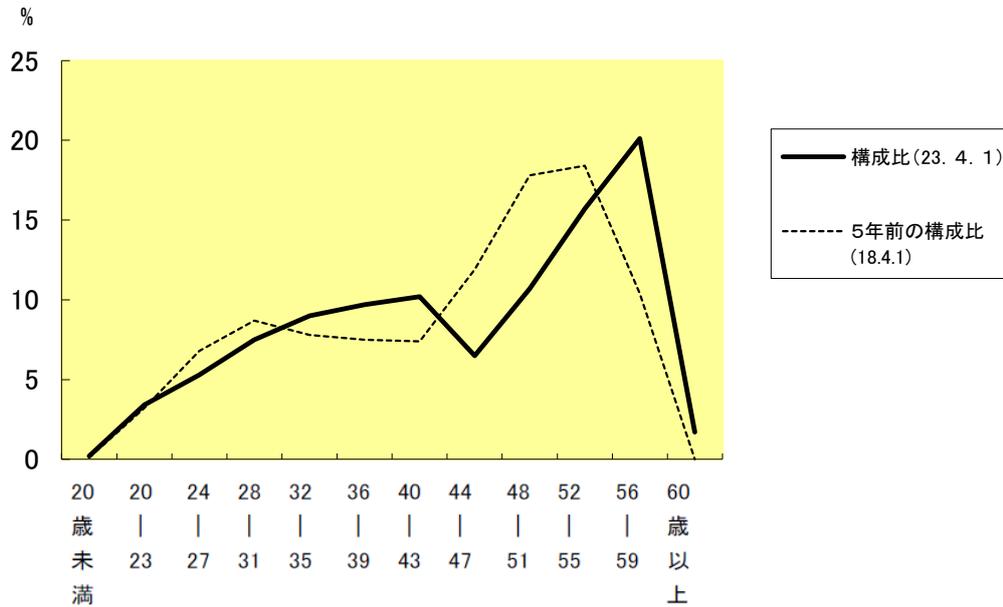
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総 務	141	135	△ 6	
		税 務	43	45	2	
		労 働	3	1	△ 2	
		農 林 水 産	33	32	△ 1	
		商 工	6	7	1	
		土 木	57	55	△ 2	
		民 生	124	119	△ 5	
	衛 生	53	54	1		
		計	466	454	△ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.77 人)
	教 育	133	132	△ 1		
	小 計	599	586	△ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.21 人)	
公営企業等会計部門	水 道	17	21	4		
	下 水 道	15	15	0		
	そ の 他	34	34	0		
	小 計	66	70	4		
合 計		665 [881]	656 [881]	△ 9 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.96 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	1人	22人	35人	49人	59人	64人	67人	43人	70人	103人	132人	11人	656人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		528	523	500	488	466	454	△74(△14.0%)
教育		156	141	141	136	133	132	△24(△15.4%)
普通会計計		684	664	641	624	599	586	△98(△14.3%)
公営企業会計計		69	68	69	66	66	70	1(1.4%)
総合計		753	732	710	690	665	656	△97(△12.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 2,292,087	千円 △101,738	千円 134,974	% 5.9	% 5.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 17	千円 69,110	千円 16,407	千円 24,868	千円 110,385	千円 6,493	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

- ・市町村平均の数値は、総務省より提供された「市・町村用データ」を参照しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 栖 市	46.2 歳	346,182 円	465,367 円
市町村平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		神 栖 市 (企業職員を除く職員)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,463 千円		1,385 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

神 栖 市			神 栖 市（企業職員を除く職員）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	11,748 千円	24,807 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 ***神栖市では支給していません。**

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)				13 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				2,520 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				55.6 %
手当の種類(手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
(1) 滞納整理手当	・滞納整理事務	左記業務に従事した職員	基本額 1,000円 *1ヶ月のうち5日以上従事したときは、2,000円を加える。	
(2) 停水処分手当	・水道料金等の滞納のため停水処分業務		1回 200円	
(3) 危険物取扱手当	・次亜塩素取扱または水質検査業務に従事した場合		1回 200円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	8,437 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	649 千円
支給実績(21年度決算)	2,078 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	148 千円

カ その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度と 異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている 扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 6500円 (扶養親族でない配偶者がある場合 1人のみ 6,500円, 配偶者がいない場合 1人のみ11,000円) ・その他 5,000円 *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから 満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同 じ	—	1,758 千円	195,278 円
住居手当	・借家の場合, 月額12,000円を超える家賃を 払っている職員に, 家賃の額に応じ27,000円を 限度に支給 ・自宅の場合, その所有に係る住宅に居住している 職員で世帯主であるものに3,000円を支給	同 じ	—	720 千円	36,000 円
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車, バス等交通機関を 利用して通勤している職員の場合, 6ヶ月定期の 価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合, 使用距離等を勘案し, 2,300円から37,410円を支給	同 じ	—	2,091 千円	123,021 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定 するものについて, その職務の特殊性に基づいて 32,000円から69,000円を支給	同 じ	—	1,992 千円	498,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等 で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の 特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	同 じ	—	- 千円	- 円